

未熟児養育医療給付申請について

未熟児養育医療とは、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児（1歳になる前々日まで）に対して、その治療に必要な医療費を町が公費負担する制度です。

【必要書類】

- 1 申請書（様式1号）
- 2 意見書（様式2号）・・・病院の主治医に記入してもらってください。
- 3 世帯調書（様式3号）・・・同居家族全員を記入
- 4 市町村民税所得課税証明書(家族全員分)・・・江北町で確認できない方
1人一枚ずつの証明書が必要です。

（所得額、町・県民税額及び各控除の内訳がすべて記入されたもの）

※課税の基準となる年の1月1日に江北町に住民登録がない方は、前住所地にてご用意ください。

※18歳未満の兄弟姉妹で未就業の方については、所得証明は不要です。

- 5 健康保険証・・・お子さんの保険証を手続き中の場合、加入予定の被保険者本人の保険証をお持ちください。
- 6 子どもの医療費受給資格証
- 7 申出書・委任状
- 8 印鑑
- 9 個人番号（マイナンバー）が分かるもの（通知カード等）
- 10 地方税関係に関する同意書

※ 申請については、生後1か月以内に、手続きをお願いします。

申請を受付けて養育医療券が出来上がるまで、約2週間程度かかります。出来次第、ご連絡しますので、印鑑を持って取りにおいでください。

【給付の範囲】

養育医療の給付は、入院治療のうち健康保険が適用される医療費と食事療養費が対象となります。ただし、おむつ代や差額ベッド代などの保険適用外のものは対象となりません。保険適用外のものについては、医療機関窓口でお支払いただく必要があります。

【自己負担額】

世帯の所得税額に応じて徴収基準月額が決定されます。ただし、子どもの医療費助成制度を併用することができますので、実際保護者の方にお支払いいただく額は、1医療機関につき1月上限1,000円となります。町から、後日送付する「納入通知書」により、お支払いいただきます。

お預かりした個人情報、厳重に管理し、養育医療の申請のためのみに使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

お問い合わせ

江北町役場 健康福祉課 子ども給付係 電話：0952-86-5614